

## 袖ヶ浦市農畜産物直売所

### 1 指定管理者が管理を行う施設の概要

#### (1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦市農畜産物直売所

袖ヶ浦市飯富1635番地1

#### (2) 設置目的

身近な消費者に地域で生産される新鮮で安全な農畜産物を提供し「地産地消」を促すとともに、農家経営の安定的発展と地域農業の振興を図ることを目的とする。

#### (3) 指定管理者が行う業務内容

ア 農畜産物直売所の利用の許可に関する業務

イ 農畜産物直売所の利用料金の収納に関する業務

ウ 農畜産物直売所の施設及び設備の維持管理に関する業務

エ 農畜産物の販売及び計画的な生産指導に関する業務

オ 上記に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するため必要な業務

### 2 指定管理者に指定する団体概要

名 称	君津市農業協同組合
所 在 地	君津市塚原185番地
設 立 年 月 日	平成4年7月1日
出 資 金 総 額	23億3千666万7千円
従 業 員 数	351人
主たる業務内容	1 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導 2 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け 3 組合員の貯金又は定期積金の受入れ 4 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給 5 組合員の委託を受けて行う農業経営の事業 6 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売 7 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理等

### 3 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

#### (1) 事業計画等

施設の管理運営については、設置目的を確実に履行するため、生産者の出荷を促すことや新品種等の栽培講習会を開催するとともに、農業体験等のイベントの実施により、地産地消の推進と農家経営の安定的発展を図るものとする。

また、改修工事完了後は、新たな販売スペースを活用し、地元生産物の販売量を増加させることで、地域農業の振興を図るものとする。

安全管理については、清掃や衛生管理を徹底し、出荷物の生産履歴記帳等を行うとともに、施設の防火設備点検や補修を実施し、利用者の安全管理に努める。

さらに、施設の防災計画や防犯計画に基づき、災害等の発生時には的確に対応するものとする。

物品の調達等については、地元企業と優先的に交渉するなど、地域経済の活性化に寄与するとともに、従業員についても、地元雇用を優先するものとする。

#### (2) 管理に対して市が負担する金額（指定管理者候補からの提案金額）

農畜産物直売所の利用料金等は、全て指定管理者の収入とすることとし、本施設の指定管理業務に係る全ての経費はそこから支出するものとする。よって、市から指定管理料は支払わないものとする。

なお、指定管理者は、年度毎に純利益の35パーセントに相当する額を市に納入する。

### 4 指定管理者候補の選定概要

#### (1) 募集経過の概要

市の広報紙7月1日号及びホームページにより、以下の項目を示し募集を行った。

ア 募集要項の配布 平成28年7月1日から8月31日まで

イ 施設現地説明会 平成28年7月19日

ウ 募集に関する質問・回答

(ア) 受付期間 平成28年7月20日から7月22日まで

(イ) 質問件数 0件

エ 応募受付

(ア) 期 間 平成 2 8 年 8 月 2 9 日 から 8 月 3 1 日まで

(イ) 応募団体 1 団体

君津市農業協同組合

(2) 審査方法及び選定結果

1 0 月 7 日開催の袖ヶ浦市指定候補者選定委員会において、応募のあった団体から提出された事業計画書、予算書及び施設の運営管理等に係る提案の書類審査とともに、団体からの提案説明と質疑応答を行い、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 7 号）第 5 条に規定する選定基準 4 項目「1 市民の平等な利用の確保」、「2 施設効用の最大限の発揮」、「3 施設管理の安定」及び「4 その他市長等が必要と認める事項」をさらに細分化した審査基準に基づき、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員 9 名が審査を行い、各委員における審査票の採点を集計した結果、指定管理者の候補者として適当であると認められた君津市農業協同組合を優先交渉権者として選定した。

その後、優先交渉権者との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦市農畜産物直売所の指定管理者として指定するものである。

（委員構成）

副市長（委員長）、総務部長（副委員長）、企画財政部長、指定管理者制度導入施設担当部署の部長（市民健康部長、福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、教育部長）、有識者 3 名（自治連絡協議会選出者、袖ヶ浦市商工会選出者、中小企業診断士）

## 採点結果

施設名：袖ヶ浦市農畜産物直売所【公募】

応募団体：1団体（君津市農業協同組合）

	君津市農業協同組合			
	得点数			
①委員	2	2	2	点
②委員	2	4	4	点
③委員	2	0	7	点
④委員	2	2	9	点
⑤委員	2	1	0	点
⑥委員	2	5	0	点
⑦委員	2	3	7	点
⑧委員	2	1	9	点
⑨委員	2	3	0	点
平均点	227.56			点

### 評価項目と配点

（4段階評価）

選定基準	審査項目	配点		（4段階評価）				委員9名の平均点
				劣	普通	優	特優	
① 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。 （指定手続条例第5条第1項第1号）	ア 平等な利用を図るための具体的な手法	30	30	0	18	24	30	20.67
② 指定施設の設置の目的に照らし、当該施設の効用を最大限に発揮させ、その管理を効率的、かつ、効果的に行うことができるものであること。 （指定手続条例第5条第1項第2号）	ア 施設の設置目的及び市が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	14.67
	イ 利用者の増加を図るための具体的手法	9		0	3	6	9	4.78
	ウ サービスの向上を図るための具体的手法及び当該施設の効用を最大限に発揮させるための手法	31		0	17	24	31	19.67
	エ 施設の維持管理の内容、適確性及び実現の可能性	20		0	12	16	20	12.78
	オ 管理に係る経費の縮減効果	25		0	15	20	25	15.56
③ 指定施設の管理を安定的、かつ、適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。 （指定手続条例第5条第1項第3号）	ア 収支計画の内容、適確性及び実現の可能性	20	100	0	12	16	20	13.78
	イ 安定的な運営が可能となる人的能力	30		0	18	24	30	19.00
	ウ 安定的な運営が可能となる財政的基盤	40		0	24	32	40	27.56
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	7.33
④ その他市長等が必要と認める事項を満たしていること。 （指定手続条例第5条第1項第4号）	ア 個人情報保護	10	110	0	6	8	10	6.00
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	13.11
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	6.22
	エ 地域経済の活性化	30		0	18	24	30	19.56
	オ 本・支店の所在	10		0	6	10	10	6.00
	カ 市内業者の育成	20		0	12	16	20	14.22
	キ その他評価項目	10		0	6	8	10	6.67
合 計		345	345	0	203	276	345	227.56

【採点方法】「特優」、「優」、「普通」、「劣」の4段階で評価

【合計点数】全てが「普通」の場合（203点）、「優」の場合（276点）、「特優」の場合（345点）

※採点した委員の平均点が「普通」（203点）を下回ったときは失格とする。